

## 認定料金基準

JCLAマネジメントシステム文書

JCLA PR-12

1999年 1月25日 制 定

2008年 4月17日 改訂第2版



日本化学試験所認定機構（JCLA）

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1

住友六甲ビル7F （社）日本化学工業協会内

TEL：03-3297-2598

FAX：03-3297-2612

URL：<http://www.jcla.org/>

## 認定料金基準

### 1. 適用範囲

本基準は JCLA が行う試験所認定業務における、申請、審査、登録及び維持に係わる料金に関し定める。

### 2. 認定料金

(単位 ; 千円)

項 目	認定審査	維持審査	再審査 拡大審査
申請料	1 5 0	0	1 5 0
予備審査	1 0 0	0	0
審査料金			
(a) システム 審査員	審査員 1 (人・日) 当たり 8 4	同左	同左
(b) 技術審査員	審査員 1 (人・日) 当たり 6 0	同左	同左
審査員移動等拘束料	審査員に対して 0.5 日単位で請求 (往復で 1 日)	同左	同左
登録料	5 0	0	5 0
維持費	0	認定審査時の審査員の全工数 (人・日)をAとした時下記の式 で計算される額とする。  $A \times 20 + 50$	0
旅費	審査員の移動に必要な旅費(含む宿泊費)は JCLA の規定により請求する。	同左	同左

上記金額には消費税を含みません

### 3. 認定審査での審査ユニットと審査工数の考え方（参考）

（表－1） 認定分野（分類 A）と試験技術（分類 B）のマトリックス

認定分野 試験技術		環 境			
		水 質	大 気	土 壤	固 形 物
原子吸光	A.01			6	
ICP－AES	A.03	4			
GC	E.01		3		
LC	E.02			4	
GC／MS	E.05	3	3		
COD	F.06				
BOD	M.01				
合計試験項目数		7	6	10	

（表－1）の認定審査の事例では、認定分野（分類 A）の水質で7項目、大気で6項目、土壌で10項目の合計23の試験項目数となるが、試験技術（分類 B）と認定分野（分類 A）のマトリックスとしては、下記に網掛けした原子吸光（土壌）、ICP－AES（水質）、GC（大気）、LC（土壌）、GC／MS（水質・大気）の6審査ユニット（人・日）となる。

ここで、審査ユニットとは、技術審査員の審査工数（人・日）を意味し、上記の例では、技術審査員6（人・日）となる。

審査工数は原則、1審査ユニットを1審査工数（人・日）とし、システム審査員及び技術審査員の書類審査、現地審査、準備・報告、是正再審査の各審査工数を、2. 認定料金に基づいて集計して、審査料金を見積もる。

なお、この審査料金に加えて、別途申請料、予備審査（事前調査）、審査員移動拘束料、登録料、維持費、旅費、消費税等が合算される。